

様

重要事項説明書



訪問看護ステーション
どんぐり

指定訪問看護重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 概 要

1) 提供できる居宅サービスの種類と地域（令和元年 5 月 1 日現在）

事業所名	訪問看護ステーションどんぐり
所在地	東京都立川市一番町 3-5-1 立川リムエール 104 号
電話番号	042-531-4677
FAX 番号	042-531-3088
事業所番号	訪問看護 東京都1367198419
サービス地域	立川市・武蔵村山市・昭島市・東大和市・日野市・国立市・国分寺市・福生市・小平市・東村山市一部
その他のサービス	
ホームページ	http://www.ns-donguri.jp

2) 当

事業所の職員体制（令和 2 年 9 月 1 日現在）

職 名	資 格	常 勤	非常勤	兼務の別	合 計	業 務 内 容
管理者	看護師	1 名		あり	1 名	看護授業者及び業務の管理
看護職員	保健師	0 名	0 名	なし	0 名	訪問看護の業務にあたる
	看護師	2 名	7 名	なし	9 名	
	准看護師	0 名	0 名	なし	0 名	
理学療法士	理学療法士	0 名	0 名	なし	0 名	
作業療法士	作業療法士	0 名	0 名	なし	0 名	
合 計		3 名	7 名	—	10 名	—
勤務時間	9:00～18:00(休憩時間 1 時間含む)					

3) サービスの提供時間

	通常時間帯 9:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	○	○※	○※
土・日・祝日	○※	○※	○※	○※

休業日	8/13～8/15、12/29～1/3
-----	---------------------

※応相談・緊急時対応になります。

2 当事業所の訪問看護の特徴等

運営の方針

お客様の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。

また、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

サービス利用のために

事 項	備考
看護師等の変更	変更を希望される方はお申し出下さい。
職員への研修の実施	年2回実施

サービスの内容

- 病状・障害の観察と看護
(心身の状態を観察し、異常の早期発見や再発防止のための看護を行います。)
- 療養生活指導
(日常生活のリズムを整え、食事、排泄、運動など様々な療養上の助言を行い、健康状態の維持・改善を図ります。)
- 内服管理
(薬の効果確認や服薬に関する助言、副作用の観察を行います。)
- 食事、水分・栄養摂取の管理・排泄ケア
(脱水、栄養障害、誤嚥の危険性や排泄トラブル等を判断し、適切な助言を行います。)
- 清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄などの清潔の看護
(皮膚などの清潔に保ち、心身の状態、皮膚のトラブルや関節の動きなどを観察し、皮膚科処置も行います。特に病状が不安定、体動制限がある場合などは看護師がおこないます。)
- ターミナルケア
(痛みや倦怠感、苦痛緩和の看護、医療処置だけでなく家族も含めて精神的な支援、医師や介護スタッフなど関係者との連携、緊急時の対応などを行います。)
- リハビリテーション
(要介護状態の悪化防止、機能訓練など医師や理学療法士また作業療法士と連携して効果的なリハビリを行います。)
- 認知症や精神障害者の看護
(コミュニケーションの援助や生活リズムの調整などの助言を行います。)
- 家族等の支援
(家族が看護負担を軽減し、家族関係が保たれるように支援します。本人にとって安全で安楽な介護方法を助言します。)
- 褥瘡や創傷の処置
(医師の指示に基づき処置を行います。また、褥瘡予防の相談・助言を行います。)

- 医療機器等の操作援助・管理
(膀胱留置カテーテル、経管栄養、在宅酸素療法、人工呼吸器、気管カニューレ、人工肛門などを管理すると共に日常生活の相談助言や緊急時の対応を助言します。)
- その他医師の指示による診療の補助業務
(医師と密な連携を図り、安全性を確認して適切に処置を行います。)
- 社会資源の活用
(様々なサービスを効果的に活用し利用者が自立した生活を送れるように相談・助言を行います。)

3 利用料金

介護保険利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(1) 【利用料－基本料金・昼間－】()内がお客様の負担になります。(1回当たり)

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護職員(准看護師を除く) が行う訪問看護※	3,382円 (339円) (677円)	5084円 (509円) (1017円)	8878円 (888円) (1776円)	12,163円 (1217円) (2433円)
准看護師が行う訪問看護 ※	上記の料金のそれぞれ 90/100 の料金になります。			
理学療法士等による訪問 (理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士)※	1回(20分単位)につき 3,220円 (322円) 1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、 1回につき 100分の90の料金			

※ 1 サービスの提供開始時間が、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し。

深夜(午後10時～午前6時)帯は、50%増しとなります。

2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス時間でなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間の料金となります。

3 当該指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する料金となります。

(2) 付加サービス ()内の金額がお客様の負担額(1割・2割)になります。

長時間訪問看護加算	1回につき 3252円	(325円)(650円)
緊急時訪問看護加算※1	一月につき 6222円	(622円)(1170円)
特別管理加算Ⅰ	一月につき 5420円	(542円)(1084円)
特別管理加算Ⅱ	一月につき 2710円	(271円)(542円)
看護体制強化加算Ⅰ	一月につき 6504円	(650円)(1300円)
看護体制強化加算Ⅱ	一月につき 3252円	(325円)(650円)
ターミナルケア加算	死亡月 21680円	(2168円)(4336円)
複数名訪問看護加算Ⅰ※2	30分未満 2753円	(275円)(550円)
	30分以上 4357円	(436円)(871円)
複数名訪問看護加算Ⅱ※2	30分未満 2179円	(218円)(436円)
	30分以上 3436円	(344円)(687円)

初回加算	初回訪問 3252 円 (325 円)(650 円)
退院時共同指導加算	1 回につき(最大 2 回)6504 円 (650 円)(1300 円)
看護・介護職員連携強化加算	1 月につき 1 回に限り 2710 円 (271 円)(542 円)
サービス提供体制加算	1 回につき 65 円 (7 円)(13 円)
居宅療養管理指導加算	指導を行なった際 4040 円 (404 円)(808 円)

※1 当ステーションは 24 時間連絡対応体勢を整えている事業所の為、営業時間外の相談・緊急訪問サービス利用の際は緊急時訪問看護加算に同意を頂き、加算させて頂きます。なお同意を得られない場合も緊急対応を行った場合に算定します。

※2 利用者の身体的理由若しくは暴力行為・著しい迷惑行為により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認める場合、複数名訪問看護加算を算定させて頂きます。

(3) キャンセル料金

当日キャンセルに場合。(病状の急変等の緊急を要する場合を除く)

予定訪問時自己負担分をお客様にご負担いただきます。

(4) 交通費

上記 1 の 1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護職員等が訪問するための交通費の実費を負担して頂くことになります。自動車を使用した場合は、40 円／キロ

(5) その他

I 死後の処置料 20,000 円(エンゼルセット含む)死後のエンゼルケアを行います。

II お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

(6) 料金の支払い方法

毎月、15 日までに前月分の請求を致しますので、15 日以内にお支払い下さい
お支払い頂きますと領収書を発行致します。

お支払い方法は、銀行振込(振込手数料利用者様負担)、現金集金から選べます。

医療保険利用料

医療保険からの給付サービスを利用する場合は、保険割合により決まります。

ただし、医療保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【基本料金療養費・昼間一】 1 回当たり

医療保険対象 後期高齢者 1 割、現役並み 所得者の方は 3 割。高齢受 給者 2 割、現役並み所得者 の方は 3 割。一般 3 割(6 歳 未満は 2 割) 基本時間は、9 時～18 時。 30 分～1 時間 30 分を標準 時間とする	①訪問看護基本療養費 I	週 3 日まで 5,550 円/回 4 日以降 6,550 円
	②准看護師の場合	a 週 3 日まで 5,050 円/ 回 4 日以降 6,050 円
	③訪問看護基本療養費 III	1 回 8500 円
	④管理療養費	月の初日 7,440 円 2 日目以降 12 日まで 1 日につき 3,000 円
	⑤情報提供料	月 1 回 1,500 円
	⑥24 時間対応体制加算※1	月 1 回 6,400 円

	⑦特別管理加算	イ 2500 円 ロ～ハ 5000 円
	⑧難病等複数回訪問加算	A 4500 円・B 8000 円
	⑨緊急訪問看護加算	1 日 2650 円
	⑩長時間訪問看護加算	週1日を限度 5200 円
	⑪乳幼児加算	1 日 1500 円
	⑫複数名訪問看護加算※2	イ 4500 円 ロ 4000 円 ハ 1 回 3000 円 2 回 6000 円 3 回 10000 円
	⑬在宅患者訪問看護・指導料	1 回 12850 円
	⑭退院支援指導加算	6000 円
	⑮在宅患者連携指導加算	3000 円
	⑯在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000 円
	⑰退院時共同指導加算	8000 円
	⑱特別管理指導加算	2000 円
	⑲訪問看護ターミナルケア療養費1 訪問看護ターミナルケア療養費2	25,000 円 10,000 円
⑯夜間早朝加算	午前 6:00～午前 8:00	1 回 2100 円
⑰深夜加算	午後 10:00～午前 6:00	1 回 4200 円
その他	各種健康保険の個人負担割合	

※1 当ステーションは 24 時間連絡対応体勢を整えている事業所の為、営業時間外の相談・緊急訪問サービス利用の際は緊急時訪問看護加算に同意を頂き、加算させて頂きます。

※2 利用者の身体的理由若しくは暴力行為・著しい迷惑行為により1人の看護師等による訪問看護が困難と認める場合、複数名訪問看護加算を算定させて頂きます。

【標準時間外サービス】

訪問看護時間が標準時間を超えた場合	4,500 円(30 分ごとに)	
営業時間外(30 分毎)	06:00～08:00	3100 円
	18:00～22:00	3100 円
	22:00～06:00	3800 円
休日加算	土・日・祝祭日	2000 円
	12 月 29 日～1 月 3 日	3000 円

【実費サービス】

交通費	公共交通機関	実費
	タクシー	実費
	自転車	0 円
	3 キロ未満	0 円
	3 キロ以上	40 円/キロ
	平日	30 分で 5,000 円
		全額自己負担

	時間外	30 分で 6,250 円	全額自己負担
	深夜	30 分で 7,500 円	全額自己負担
	死後の処置※1	20,000 円	全額自己負担エンゼルセット含む
	当日キャンセル場合	予定訪問自己負担分	全額自己負担

※キャンセル料金 当日キャンセルに場合。(病状の急変等の緊急を要する場合を除く) 予定訪問時自己負担分をお客様にご負担いただきます。

※1 死後の処置料 20,000 円(エンゼルセット含む)死後のエンゼルケアを行います。

【その他】

(1)お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

(2)料金の支払い方法

毎月、15 日までに前月分の請求を致しますので、15 日以内にお支払い下さい
お支払い頂きますと領収書を発行致します。

お支払い方法は、現金集金、銀行振込から選べます。

4 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2)サービスの終了

I お客様のご都合等でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出下さい。

II 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合には終了 30 日前までに文書で通知します。

III 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に終了いたします。)

①お客様が介護保険施設に入所した場合。

②介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談下さい。)

③お客様が亡くなられた場合。

③主治医より訪問看護指示書が出なかった場合

(3)その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 サービス内容に関する苦情

1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

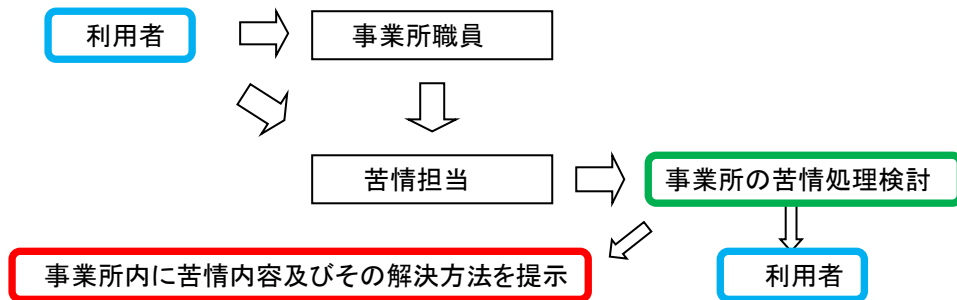
担当者 木村 久江

電話 042-531-4677 FAX 042-531-3088

受付日 年中(但し、8/13～8/15・12/29～1/3を除く)

受付時間 午前9時00分～午後17時00分

2) 苦情相談フロー



1) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

立川市介護保険課 電話 042-523-2111

東京都国民健康保険団体連合会 <介護サービス苦情相談窓口>

電話 : 03-6238-0177

開設時間 : 9時～17時

※土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日は除きます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。

主治医	事業所名			
	担当者		電話	
居宅介護支援専門員	事業所名			
	担当者		電話	
ご家族	住所			
	氏名		電話	

7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の看護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は訪問看護事業協会と損害賠償保険契約を結んでおります。）

8 訪問看護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

1) 禁止事項

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、
- ③ おとしめたりする行為）
- ④ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

9 秘密の保持について

- 1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- 2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- 3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合、又は入退院時の看護サマリー、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 訪問看護サービス契約の終了

(1) 事業者からの契約の解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後訪問看護サービス契約を解除することができる。

- ① 法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- ② 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき
- ③ 上記②により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

（以上）

令和 年 月 日

訪問看護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地 立川市一番町 3-5-1 立川リムエール 104 号

名 称 訪問看護ステーション どんぐり

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

〈利用者〉

住 所

氏 名 _____ 印

〈代理人・家族〉

住 所

氏 名 _____ 印

利用者との関係()

私は緊急時訪問看護加算及び、24時間連絡対応体勢加算に同意します。

氏 名 _____ 印

(附則令和4年 10 月 1 日改定)